

## Ⅲ 風水害対策編

Ⅲ－1	近年の水害による被害状況	1
Ⅲ－2	水位観測装置及び水位警報装置	3
Ⅲ－3	透水性舗装施工実績	3
Ⅲ－4	公園、児童遊園内流出抑制施設設置工事实績	5
Ⅲ－5	気象等の主な注意報・警報の種類と発表基準	6
Ⅲ－6	気象に関する特別警報の発表基準	11
Ⅲ－7	雨量観測所一覧	11
Ⅲ－8	中野区、杉並区管内の特別定点	11
Ⅲ－9	水防実施報告等の様式	11
Ⅲ－10	水防工法	19
Ⅲ－11	水防資器材の保有状況	22
Ⅲ－12	公用負担権限証明	22
Ⅲ－13	公用負担命令票	23
Ⅲ－14	災害対策各部タイムライン	24



## Ⅲ-1 近年の水害による被害状況

項目 年月日原因	浸水地域	降雨量		浸水世帯数		
		総雨量	時間最大雨量	床上	床下	計
昭和56年7月22日 集中豪雨	高田1・2・3丁目及び 下水道幹線等の低地帯	mm 78.0	mm 55.0	世帯 223	世帯 627	世帯 850
昭和56年10月22日 台風第24号	高田1・2・3丁目	192.0	37.0	481	191	672
昭和58年6月10日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	47.0 (但し40分間雨量)	47.0	14	476	490
昭和62年7月25日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	65.0	50.0 (30分間)	10	138	148
昭和62年7月31日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	75.0	60.0 (30分間)	109	1,123	1,232
平成元年8月1日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	159.5	46.0	0	32	32
平成2年7月26日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	26.5	25.5 (30分間)	0	162	162
平成5年8月27日 台風第11号	下水道幹線等の 低地帯	248.5	36.5	1	113	114
平成6年7月18日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	198.0	49.5	3	12	15
平成6年9月2日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	181.0	49.0	0	27	27
平成7年9月16日 台風第12号	(風雨による街路樹 倒木3本)	81.5	11.0	0	0	0
平成8年9月22日 台風第17号	(一部破損2棟)	203.5	30.0	0	0	0
平成9年6月20日 台風第7号	(一部破損2棟)	63.0	12.0	0	0	0
平成10年8月29日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	66.0	26.5	0	5 (他2)	5
平成10年9月15日 台風第5号	下水道幹線等の 低地帯	mm 124.5	mm 54.0	世帯 0	世帯 1 (他19)	世帯 1
平成11年7月21日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	61.0	45.0	76	15	91
平成11年7月22日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	35.5	35.0	12	6	18
平成11年8月13日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	148.5	24.0	8	1	9

風水害対策

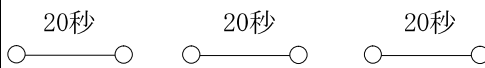
項目 年月日原因	浸水地域	降雨量		浸水世帯数		
		総雨量	時間最大雨量	床上	床下	計
平成11年8月24日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	60.0	59.0	40	1	41
平成11年8月29日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	84.5	60.5	131	38	169
平成11年10月27日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	76.5	26.0	1	5	6
平成12年7月4日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	67.7	58.5	10	1	11
平成12年8月5日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	60.5	59.5	19	3	22
平成12年9月12日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	18.0	18.0	38	0	38
平成13年7月18日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	34.0	21.5	0	5	5
平成13年8月22日 台風第11号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	118.5	23.0	0	1	1
平成14年8月2日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	55.0	50.0	0	14	14
平成16年10月9日 台風第22号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	219.5	54.5	1	9	10
平成16年10月20日 台風第23号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	189.5	29.5	0	8	8
平成20年7月29日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	22.0	22.0	37	3	40
平成20年8月5日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	145.0	66.0	13	49	62
平成21年8月10日 台風第9号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	98.0	57.0	53	17	70
平成21年10月7日 台風第18号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	97.0	31.0	4	2	6
平成23年8月26日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	100.0	87.0	70	30	100
平成25年8月21日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	87.0	54.0	58	44	102
平成25年9月15日 台風第18号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	118.0	38.0	0	4	4
平成25年10月16日 台風第26号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	206.0	39.0	4	0	4

### Ⅲ－２ 水位観測装置及び水位警報装置

#### 水位観測装置

観測所名	所在地	観測担当	電話
曙橋	豊島区高田 2-1-10 先	都市整備部道路整備課	3981-1111

#### 水位警報装置

地区	場所	吹鳴位置	吹鳴方法
高田地区 (神田川)	(1) 高田 2-5-26 吉祥染色脇	曙橋桁下 1.9 m	一度吹鳴すると 20 分間休止
	(2) 高田 2-1-12 星野ビル脇		
	(3) 高田 1-18-1 三島橋脇	(川底より) 6.0 m	
	(4) 高田 1-13-15 渡辺染工脇		10秒                      10秒
	(5) 高田 1-1-14 佐藤染業脇		20回10分

### Ⅲ－３ 透水性舗装施工実績

(平成31年 4月 1日現在)

機関別	施工年度	施工箇所	施工面積 (㎡)
都	59年度	都道 4 4 1 号線ほか	5,791
	60年度	4 4 1 号線ほか	6,625
	61年度	3 0 5 号線ほか	4,038
	62年度	8 号線ほか	10,774
	63年度	8 号線ほか	2,761
	元年度	3 0 5 号線ほか	3,702
	2 年度	8 号線ほか	6,586
	3 年度	4 3 6 号線ほか	5,385
	4 年度	3 0 5 号線ほか	4,154
	5 年度	8 号線ほか	3,937
	6 年度	(施工なし)	0
	7 年度	(施工なし)	0
	8 年度	3 1 7 号線	652
	9 年度	(施工なし)	0
	10年度	3 0 5 号線	1,400
11年度	3 0 5 号線ほか	2,800	
12年度	3 0 5 号線	1,320	
13年度	4 3 6 号線ほか	1,200	
14年度	(施工なし)	0	

機関別	施工年度	施 工 箇 所	施工面積 (㎡)
都	15年度	都道 4 3 5号線ほか	2,077
	16年度	3 0 5号線ほか	3,551
	17年度	3 0 5号線	2,328
	18年度	(施工なし)	0
	19年度	都道 3 1 7号線	900
	20年度	8号線、3 1 7号線	2,408
	21年度	4 4 1号線、3 1 7号線	6,983
	22年度	特例都道4 3 5号線	88
	23年度	主要地方道8号線	890
区	58年度	豊島区道 3路線	3,604
	59年度	5路線	3,820
	60年度	7路線	6,172
	61年度	4路線	2,934
	62年度	1 3路線	4,587
	63年度	1 3路線	5,411
	元年度	5路線	1,313
	2年度	5路線	4,283
	3年度	8路線	3,331
	4年度	3路線	758
	5年度	4路線	1,228
	6年度	8路線	2,995
	7年度	2路線	890
	8年度	4路線	1,129
	9年度	1路線	107
	10年度	1路線	90
	11年度	2路線	791
	12年度	2路線	1,357
	13年度	2路線	1,053
	14年度	1路線	489
	15年度	1路線	2,340
	16年度	3路線	3,313
	17年度	0路線	0
	18年度	1路線	517
	19年度	0路線	0
	20年度	1路線	651
	21年度	1路線	1,196
	22年度	0路線	0
	23年度	1路線	698
24年度	0路線	0	
25年度	2路線	1,718	
26年度	1路線	717	
27年度	2路線	1,344	
28年度	2路線	1,088	
29年度	0路線	0	

## Ⅲ－４ 公園、児童遊園内流出抑制施設設置工事実績

(平成27年4月1日現在)

年度	施 工 箇 所	施工面積 (㎡)	浸透柵 (個)	浸透U形 溝(m)	浸透管 (m)	地下浸透 施設(㎡)
57	高田公園 他1	1,666	18	11.5	76.5	
58	駒込東公園 他4	7,521	24	183.0	74.0	
59	高田一丁目児童遊園 他1	761	10	19.6	71.3	
60	雑司が谷公園 他5	6,900	19	81.3	229.3	
61	千早公園 他3	4,718	7	39.2	0	
62	高田第三公園 他4	4,249	7	110.4	64.0	
63	千川親水公園 他5	3,144	22	82.8	102.8	
元	日之出町公園 他5	6,828	17	85.0	519.4	
2	千早フラワー公園 他1	5,189	11	36.1	120.7	
3	北大塚公園 他10	8,275	45	210.9	381.9	
4	上池袋さくら公園 他2	6,241	34	60.7	444.0	
5	南大塚からたち公園	954	7	6.0	71.4	
6	雑司が谷みみずく公園 他3	2,754	11	23.6	105.5	
7	長崎公園 他1	3,940	7	12.2	67.0	327
8	池袋の森 他5	6,060	5	27.8	58.0	
9	南池袋第二公園 他5	2,476	12	14.0	96.5	
10	南長崎花咲公園	1,315	7	0	46.3	
11	池袋駅前公園 他1	4,752	13	0	126.1	
12	南池袋一丁目児童遊園	534	0	0	10.2	
16	堀之内公園	1,084	6	0	67.6	
17	東池袋公園	3,221	21	324.0	14.2	280
18	椎名町公園 他2	6,121	15	124.0		39
21	宮仲公園 他1	6,512	36	119.4	189.1	
22	南長崎はらっぱ公園	5,734	5	22.2	23.4	
23	椎名町公園	5,113	6	6.6		
24	池袋本町電車の見える公園	4,178	27		209.0	
25	旧千川小学校跡地 他1	4,510			317.4	
26	上池袋くすのき公園 他3	17,703	36		292.2	
27	南池袋公園 他1	5,490	25		414.4	

Ⅲ－５ 気象等の主な注意報・警報の種類と発表基準

(平成24年4月現在)

種類	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	発表基準		
警報	大雨	東京地方	23区西部	別表1による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合	
			23区東部		
			多摩北部		
			多摩西部		
			多摩南部		
		伊豆諸島北部	大島		
			新島		
			伊豆諸島南部		三宅島
	伊豆諸島南部	八丈島			
	小笠原諸島				
	洪水	東京地方	23区西部		別表2による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
			23区東部		
			多摩北部		
			多摩西部		
			多摩南部		
		伊豆諸島北部	大島		
新島					
伊豆諸島南部			三宅島		
伊豆諸島南部	八丈島				
小笠原諸島					
暴風 (平均風速)	東京地方	23区西部	陸上 25m/s		
		23区東部	海上 25m/s		
		多摩北部	25m/s		
		多摩西部			
		多摩南部			
	伊豆諸島北部	大島	25m/s		
		新島	※大島特別地域気象観測所の観測値は20m/sを目安とする。		
	伊豆諸島南部	三宅島	30m/s		
八丈島					
小笠原諸島		25m/s			
注意報	大雨	東京地方	23区西部	別表3による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合	
			23区東部		
			多摩北部		
			多摩西部		
			多摩南部		
		伊豆諸島北部	大島		
			新島		
			伊豆諸島南部		三宅島
	伊豆諸島南部	八丈島			
	小笠原諸島				
	洪水	東京地方	23区西部		別表4による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
			23区東部		
			多摩北部		
			多摩西部		
			多摩南部		
		伊豆諸島北部	大島		
新島					
伊豆諸島南部			三宅島		
伊豆諸島南部	八丈島				



強風 (平均風速)	小笠原諸島		
	東京地方	23区西部	陸上 13m/s
		23区東部	海上 13m/s
		多摩北部	13m/s ※八王子(アメダス)の観測値は16m/sを目安とする。
		多摩西部	
		多摩南部	
	伊豆諸島北部	大島	15m/s
		新島	※大島特別地域気象観測所の観測値は12m/sを目安とする。
	伊豆諸島南部	三宅島	15m/s
		八丈島	
	小笠原諸島		

### 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 警報とは、「重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報」であり、注意報とは「災害がおこるおそれがある旨を注意して行う予報」である。警報・注意報は表の基準に達すると予想される該当区市町村に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水の警報・注意報における「・・・以上」の「以上」を省略している。
- (3) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数(注1)基準、流域雨量指数(注2)基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”でそれぞれ示している。
- (4) 大雨警報については、表面雨量指数(注3)基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合には「大雨警報(浸水害、土砂災害)」として発表する。
- (5) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、区市町村等の域内において単一の値をとる。
- (6) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び別表3の土壌雨量市水基準には区市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び別表4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を示している。
- (9) 別表2及び別表4の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水警報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 大地震や火山噴火など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合には、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

注1) 土壌雨量指数: 降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

注2) 流域雨量指数: 河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水災害発生の危険性を示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

注3) 表面雨量指数: 短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

別表1 大雨警報基準（23区）

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
23区西部	千代田区	34	180
	中央区	30	—
	港区	27	180
	新宿区	19	180
	文京区	18	180
	品川区	17	180
	目黒区	17	180
	大田区	22	174
	世田谷区	22	177
	渋谷区	20	180
	中野区	20	183
	杉並区	23	174
	豊島区	21	180
	北区	21	167
	板橋区	20	158
	練馬区	20	172
	23区東部	台東区	23
墨田区		29	—
江東区		30	—
荒川区		22	184
足立区		29	—
葛飾区		30	—
江戸川区		32	—

別表2 洪水警報基準（23区）

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準
23区西部	千代田区	日本橋川流域=11.6	神田川流域=(11, 27.1)
	中央区	日本橋川流域=16.6 隅田川流域=47.3	—
	港区	—	—
	新宿区	妙正寺川流域=9.2	神田川流域=(8, 18.5) 妙正寺川流域=(8, 7.2)
	文京区	—	神田川流域=(8, 24)
	品川区	立会川流域=11.4	目黒川流域=(9, 12.7)
	目黒区	呑川流域=8.4 立会川流域=5.7 蛇崩川流域=8.6	呑川流域=(14, 5.4)
	大田区	呑川流域=12	呑川流域=(14, 7.7)
	世田谷区	丸子川流域=7.1 呑川流域=5 蛇崩川流域=7.9 烏山川流域=8.2 北沢川流域=8.6	呑川流域=(14, 3.2) 烏山川流域=(9, 7.3) 北沢川流域=(9, 7.7)
	渋谷区	—	神田川流域=(8, 13)
	中野区	妙正寺川流域=9.4	神田川流域=(8, 13) 妙正寺川流域=(8, 7.4)
	杉並区	妙正寺川流域=6.6 善福寺川流域=11.2	妙正寺川流域=(8, 7.4) 善福寺川流域=(11, 10)
	豊島区	—	神田川流域=(8, 21.6)
	北区	隅田川流域=45.1 新河岸川流域=44.8 石神井川流域=17.2	新河岸川流域=(10, 40.2) 石神井川流域=(18, 10.8)
	板橋区	白子川流域=34 石神井川流域=13	石神井川流域=(15, 11.3)
	練馬区	石神井川流域=7 白子川流域=10.5	—
	23区東部	台東区	隅田川流域=45.7
墨田区		隅田川流域=43.2	隅田川流域=(18, 24.9)
江東区		隅田川流域=47.2	—
荒川区		隅田川流域=45.6	—
足立区		綾瀬川流域=24.3 隅田川流域=45.7 毛長川流域=8.5	—
葛飾区		中川流域=41.5 綾瀬川流域=24.3 大場川流域=10.1	中川流域=(12, 25.2)
江戸川区		中川流域=45.7 旧江戸川流域=18.5	—

※豊島区は、神田川洪水予報による基準においても発表させる。

別表3 大雨注意報基準（23区）

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
23区西部	千代田区	18	127
	中央区	16	134
	港区	13	127
	新宿区	11	127
	文京区	12	127
	品川区	11	127
	目黒区	10	127
	大田区	11	123
	世田谷区	12	125
	渋谷区	10	127
	中野区	11	129
	杉並区	11	123
	豊島区	11	127
	北区	11	118
	板橋区	12	112
練馬区	14	122	
23区東部	台東区	18	131
	墨田区	16	134
	江東区	14	134
	荒川区	14	130
	足立区	20	134

別表4 洪水注意報基準（23区）

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準
23区西部	千代田区	日本橋川流域=9.2 神田川流域=23.6	日本橋川流域=(7, 9.2) 神田川流域=(11, 18.9)
	中央区	日本橋川流域=13.2 隅田川流域=37.7 神田川流域=23.7	日本橋川流域=(13, 9.8) 隅田川流域=(13, 30.3)
	港区	古川流域=6.1	古川流域=(12, 5.7)
	新宿区	神田川流域=17.1 妙正寺川流域=7.3	神田川流域=(8, 9.1) 妙正寺川流域=(5, 6.2)
	文京区	神田川流域=22.1	神田川流域=(8, 11.8)
	品川区	立会川流域=9.1 目黒川流域=14.4	立会川流域=(10, 7.3) 目黒川流域=(8, 8)
	目黒区	呑川流域=6.7 立会川流域=4.5 目黒川流域=14 蛇崩川流域=6.8	呑川流域=(12, 3.5) 立会川流域=(10, 3.6) 目黒川流域=(8, 7.4) 蛇崩川流域=(12, 5)
	大田区	呑川流域=9.6	多摩川流域=(12, 41.8) 呑川流域=(12, 4.9)
	世田谷区	野川流域=12.1 仙川流域=9.6 丸子川流域=5.6 呑川流域=4 蛇崩川流域=6.3 烏山川流域=6.5 北沢川流域=6.8	多摩川流域=(10, 45.7) 野川流域=(6, 12.1) 仙川流域=(6, 8.9) 丸子川流域=(8, 3.2) 呑川流域=(12, 2.1) 蛇崩川流域=(10, 5) 烏山川流域=(9, 5.2) 北沢川流域=(6, 5.1)
	渋谷区	渋谷川流域=6.9 神田川流域=10.7	渋谷川流域=(10, 3.5) 神田川流域=(8, 5.7)
	中野区	神田川流域=10.7 妙正寺川流域=7.5	神田川流域=(8, 5.7) 妙正寺川流域=(5, 6.3)
	杉並区	神田川流域=7 妙正寺川流域=5.3 善福寺川流域=8.9	神田川流域=(11, 5.6) 妙正寺川流域=(11, 4.5) 善福寺川流域=(11, 5)
	豊島区	神田川流域=20	神田川流域=(8, 10.6)
	北区	隅田川流域=35.9 新河岸川流域=35.8 石神井川流域=13.7	隅田川流域=(8, 19.2) 新河岸川流域=(10, 28.6) 石神井川流域=(10, 7.1)
	板橋区	石神井川流域=15.2 白子川流域=12	新河岸川流域=(10, 28.5) 石神井川流域=(10, 10.2)
練馬区	石神井川流域=5.6 白子川流域=8.4	石神井川流域=(11, 3) 白子川流域=(13, 4.8)	
23区東部	台東区	隅田川流域=36.5	隅田川流域=(12, 23.7)
	墨田区	隅田川流域=34.5	隅田川流域=(12, 22.4) 荒川流域=(8, 50)
	江東区	隅田川流域=33.7	隅田川流域=(13, 30.2) 荒川流域=(8, 68)
	荒川区	隅田川流域=36.4	隅田川流域=(8, 19.5)
	足立区	隅田川流域=36.5 綾瀬川流域=19.4 毛長川流域=6.8	隅田川流域=(8, 19.5) 綾瀬川流域=(13, 15.5) 荒川流域=(13, 54.4) 新芝川流域=(8, 4.7) 毛長川流域=(8, 6.8)

風水害対策

	葛飾区	17	134		葛飾区	綾瀬川流域=19.4 大場川流域=8	荒川流域=(8, 68) 中川流域=(12, 22.7) 綾瀬川流域=(13, 15.5) 江戸川流域=(8, 16.3)
	江戸川区	17	134		江戸川区	中川流域=36.6 旧江戸川流域=14.8	荒川流域=(8, 67.9) 旧江戸川流域=(8, 14.8) 江戸川流域=(12, 17.7)

### Ⅲ－６ 気象に関する特別警報の発表基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

※雨に関する豊島区の50年に一度の値（ただし、この値のみで特別警報となるわけではない）

48時間降水量：359mm      3時間降水量：163mm      土壌雨量指数：173

### Ⅲ－７ 雨量観測所一覧

観測所名	所在地	観測担当	電話	摘要
豊島	豊島区南大塚2-36-2 (四建)	情報班	(5978)1734	テレメーター局
練馬	練馬区豊王北6-12-1 (練馬区役所)	〃	〃	〃
石神井	練馬区上石神井3-37 (愛宕橋)	〃	〃	〃
田無	西東京市南町5-6-13 (田無庁舎)	〃	〃	〃
赤塚	板橋区赤塚6-38-1 (板橋区赤塚支所)	〃	〃	〃
越後山橋	練馬区土支田4-47	〃	〃	〃
大泉	練馬区大泉町4-1 (比丘尼橋下流調節池管理棟)	〃	〃	〃
池袋保健所	豊島区東池袋1-20-9	都市整備部 道路整備課	(3981)1111	
高田公園	豊島区高田1-28-3	都市整備部 道路整備課	〃	

### Ⅲ－８ 中野区、杉並区管内の特別定点

河川名	定点名	位置	担当班	備考
妙正寺川	千歳橋	中野区沼袋3丁目地先	中野区	警戒水位天端高より 1.10m下り 指定水位 〃 2.10m下り
善福寺川	松見橋	杉並区荻窪2丁目地先	杉並区	〃 1.00m下り 〃 1.90m下り
神田川	向陽橋	杉並区永福3丁目地先	杉並区	〃 1.90m下り 〃 2.40m下り

### Ⅲ－９ 水防実施報告等の様式

#### 1. 水防概況報告

この報告は特に迅速を要するため、水防管理者は第四建設事務所に対し電話で概況を連絡し、報告書を提出する。

#### 2. 水防実施報告

水防管理者は、水防作業終了後3日以内に、第四建設事務所経由都水防本部（建設局）へ水防実施報告を行う。

水防実施状況報告等の様式

様式 1

平成 年 月 日	
東京都知事 殿	
水防管理者 印	
水 防 実 施 状 況 報 告 書	
水防作業の日時	平成 年 月 日 自 日 時 至 日 時
水防作業の場所	川 岸 区 市 町 地内 都
水防作業状況	工 法 延長 m 巾又は高さ m
使用資材数	袋 木材 m <sup>3</sup> その他
出動作業員数	消防団 名 傭人夫 名 その他 名
民地の被害及び交通制限等	

備 考 (1) この報告書は、建設局河川部防災課に提出すること。

(2) 水防管理は、所を経由すること。



様式3

事 項	節 別	金額	算 出 基 礎	摘 要
人 件 責				
手 当 そ の 他	賃金 共済費		人数 @ ○○×○○○=○○○	備上人夫等を@別に記載のこと。 保険料別に記載のこと。
物 件 費				
資 材 費	一 般 需 用 費 原 材 料 費			品目別に記載のこと。 〃
器 材 費	一 般 需 用 費 備 品 費 使用料及び賃借料			〃 〃 〃
運 搬 費	光 熱 水 費 役 務 費 使用料及び賃借料			〃 〃 〃
応急工事	工 事 請 負 費			設計書は別紙とすること。
そ の 他	〇 〇 〇 〇 〇			品目別に記載すること。
合 計				





様式乙

毎 時 降 雨 量

時間	月日	月 日	月 日	月 日
09~10				
10~11				
11~12				
12~13				
13~14				
14~15				
15~16				
16~17				
17~18				
18~19				
19~20				
20~21				
21~22				
22~23				
23~00				
00~01				
01~02				
02~03				
03~04				
04~05				
05~06				
06~07				
07~08				
08~09				
計				
累 計				

取扱者氏名印

(注) この報告書は河川部計画課宛送付すること。

番号  
平成 年 月 日

建設局 河川部長 殿

事務所長

水位及び潮位状況報告について

当所管内に設置せる量水標 による 月 日から 月 日までの  
水位及び潮位状況について下記のとおり報告します。

記

水位及び潮位状況報告

河川名	量水標名	今回最高日時	今回最高水位	警戒水位	計画高水位	既往最高水位	摘要

水位及び潮位状況報告

観測日時	河川名				
	量水標名				
日 時 分		m	m	m	m m

取扱者氏名印

(注) この報告書は河川部計画課宛送付すること。

公共土木施設被害状況報告書  
(平成 年 月 日～ 月 日の による)

( 都 工 事 )  
( 市 町 村 工 事 )

年 月 日

対象外	番号	出張所名	河川 および 海岸名	被害箇所			被害 概況	予定復旧工法		復旧 予定額 (千円)	摘要
				区都市	町村	大目 字標		工種	延長(L) 高(H) 巾(B)		

- 対象別記号
- × 河川
  - 海岸
  - 砂防設備
  - ⊕ 地すべり防止施設
  - △ 急傾斜地前崩壊防止施設
  - 道路
  - △ 橋梁
  - ⊖ 下水道

- 備考
1. 被害発生を確認した場合は、ただちに電話等で報告すること。
  2. 被害発生後7日以内に報告書(様式-1、2)を作成して提出すること。
  3. 管理者が建設事務所長にあつては建設局長あてに、区市町村長にあつては都知事あてにそれぞれ提出すること。
  4. 報告書には資料として被害箇所案内図、状況写真、気象資料等を添付すること。
  5. 公共土木施設とは次の施設をいう。
    - ・河川
    - ・急傾斜地前崩壊防止施設
    - ・海岸
    - ・道路(橋梁含む)
    - ・砂防設備
    - ・下水道
    - ・地すべり防止施設
  6. 電話報告を行う場合、道路被害にあつては建設局道路管理部保全課、その他の被害にあつては同局河川部防災課に連絡すること。  
報告書は全被害をまとめ、建設局河川防災課に提出すること。

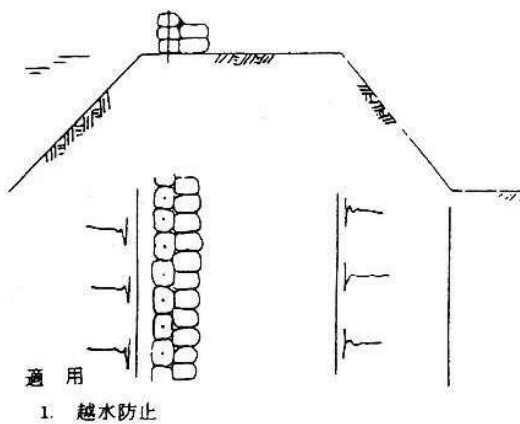
### Ⅲ-10 水防工法

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1. 積土のう    | 越水防工                  |
| 2. 月の輪     | 漏水からの堤体防護及び堤体損壊時の応急措置 |
| 3. 薄銅板土留   | 越水防止                  |
| 4. 木流し     | 堤体崩落の拡大防止             |
| 5. 裏法積土のう  | 〃                     |
| 6. 蓆張り     | 堤体崩落の拡大防止             |
| 7. 折返し     | きれつによる堤体弱化的防止         |
| 8. 五徳縫い    | 堤体弱化的防止               |
| 9. 築廻り     | 堤体の強化                 |
| 10. 川倉     | 堤体崩落の拡大防止             |
| 11. 矢板締切り  | 堤体欠壊箇所の応急措置           |
| 12. 連絡水のう  | 越水防止                  |
| 13. ベニヤ板工法 | 人孔噴出防止                |

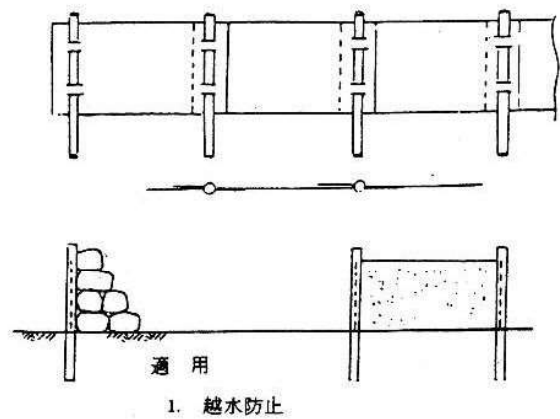
※資器材内訳については、東京都水防計画資料編 8 ページを参照

#### 水防災工法図解

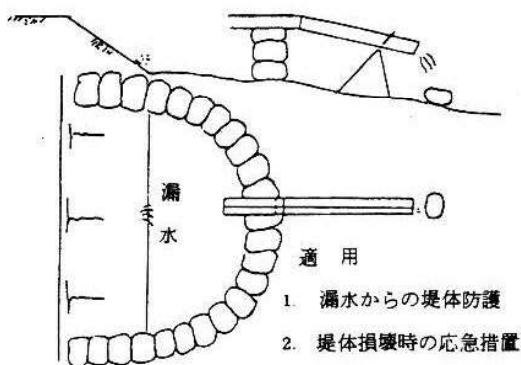
1. 積土のう



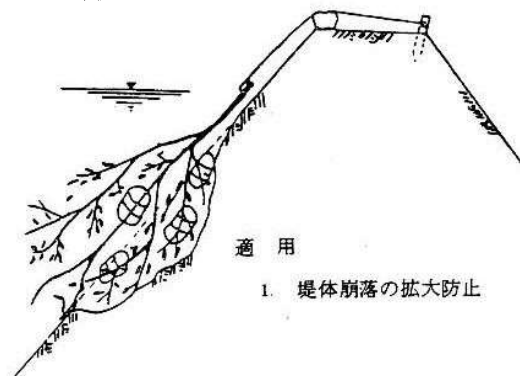
3. 薄銅板土留



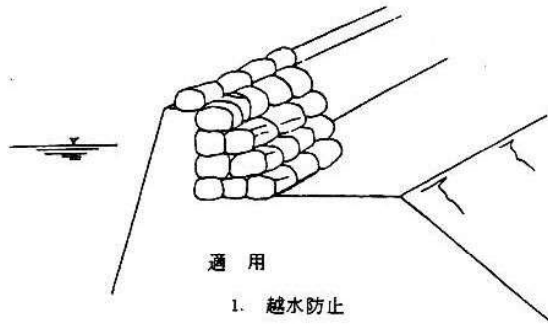
2. 月の輪 (円形の場合は「釜築き」という)



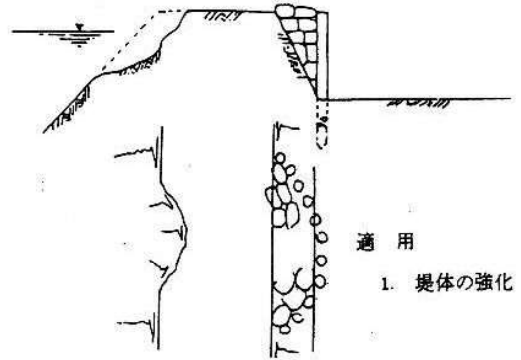
4. 木流し



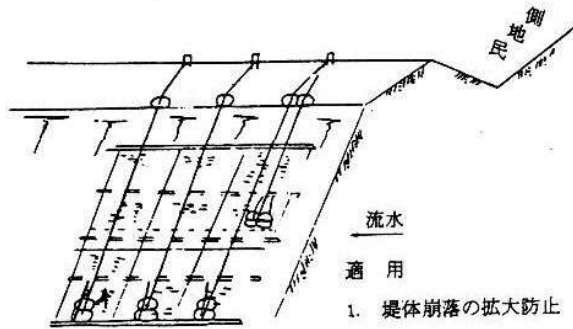
5. 裏法積土のう



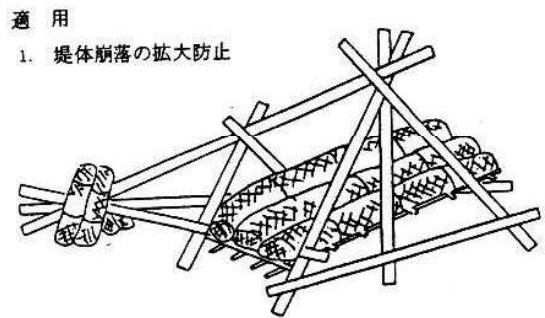
9. 築廻り



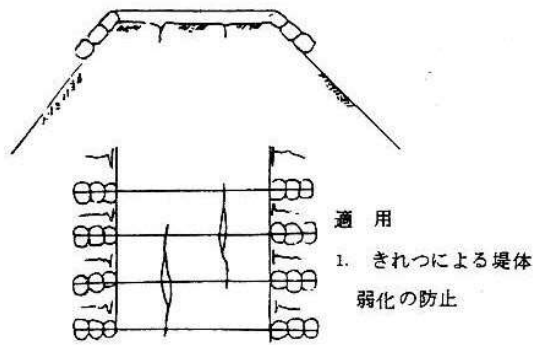
6. 蓆張り



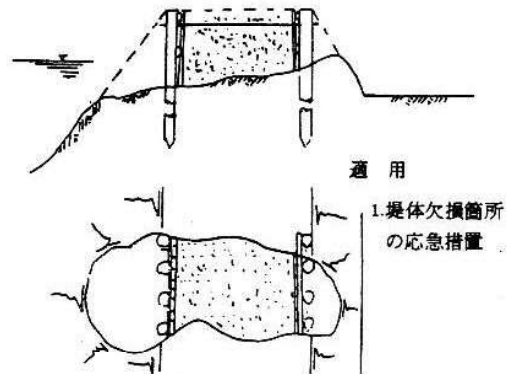
10. 川倉



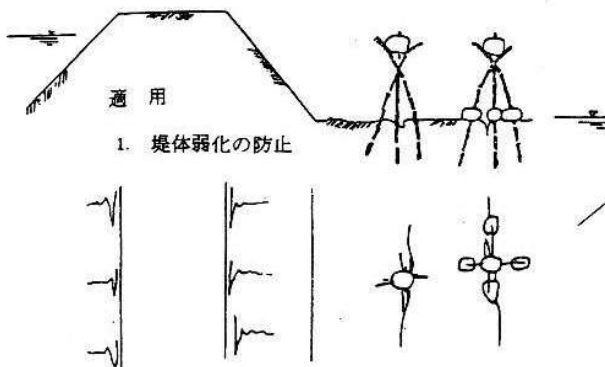
7. 折返し



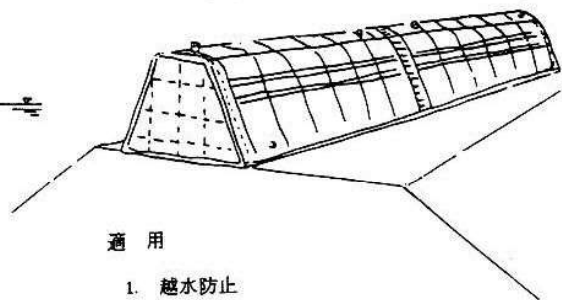
11. 矢板締切り



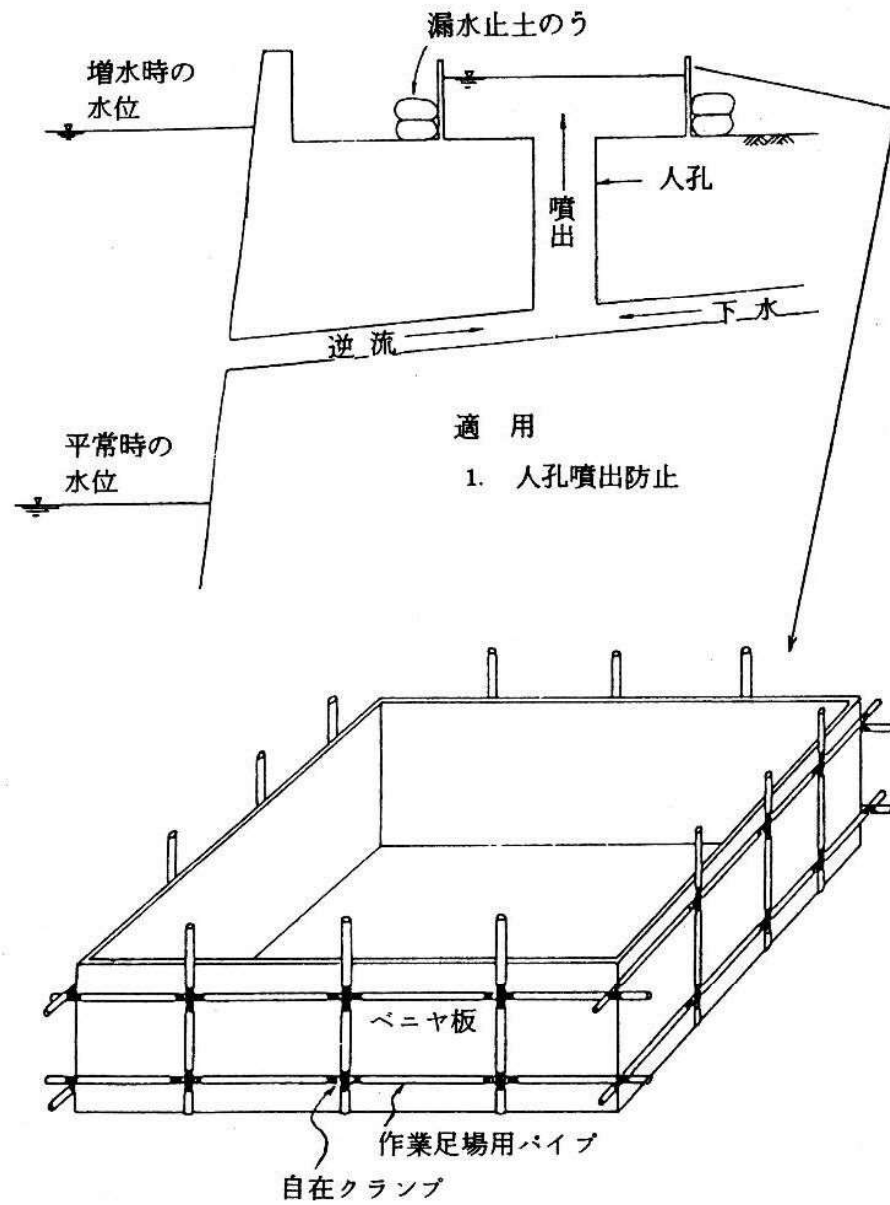
8. 五徳縫い



12. 連結水のう



13. ベニヤ板工法



### Ⅲ－１１ 水防資器材の保有状況

(平成31年4月末現在)

名 称 住 所		道路工事事務所 上池袋 3-17-1 3916-6636	公園管理事務所 千 早 2-1-14 5995-3011	計	第四建設事務所 ※管内水防倉庫 南大塚 2-36-2 5978-1734
土 の う 類	枚	800	400	1,200	27,000
大型土のう	袋	—	—	—	500
S P パイル	本	—	—	—	7,605
矢 板	枚	—	—	—	279
木材 (角・板)	m <sup>3</sup>	0.5	0.8	1.3	1.6
鉄 線	kg	10	15	25	715
鉄線 (かご)	本	—	—	—	43
シ ョ ベ ル	丁	40	50	90	241
ツ ル ハ シ	丁	30	7	37	61
か け や	丁	10	5	18	62
カ ッ タ ー	丁	5	5	10	44
ノ コ ギ リ	丁	10	15	30	37
ナ タ	丁	2	2	4	28
縄 (ロープ)	m	200	300	500	24,200
簡易杭打器	丁	—	—	—	—
排 水 車	台	—	—	—	1
ポ ン プ	台	8	3	11	—
防水シート	枚	10	6	16	—
水 の う	袋	—	—	—	500

### Ⅲ－１２ 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すること。

(法第28条)

公用負担権限委任証明書	
第 号	身 分 氏 名
上の者に〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
水 防 管 理 者	
氏 名 印	
(または消防機関の長)	



### Ⅲ－１３ 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付するものとする。

ただし、現場の事情により、その暇のないときは事後において直ちに処理するものとする。【法第28条（公用負担）】

番 号				
公 用 負 担 命 令 票				
住 所 負担者氏名				
物 件	数 量	負担内容（使用、所用、処分等）	機 関	摘 用
水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用または処分）する。 平成 年 月 日				
水 防 管 理 者 氏 名				印
（または消防機関の長）				
事 務 取 扱 者 氏 名				印

### Ⅲ-14 災害対策各部タイムライン

区分	経過	台風接近前（2日前）	台風接近時（1日前）	台風上陸時（当日）	台風通過後
指令情報部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部開催・運営</li> <li>広報、情報伝達指示等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部会議開催（区の業務・イバノ上等業務の可否決定、対応方針決定）</li> <li>避難行動要支援者の移送体制準備</li> <li>関係機関への協力要請</li> <li>災害対策要員の調整</li> <li>防災行政無線による災害情報伝達</li> <li>東京都との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部会議開催（災害各部の対応方針決定、対応方針決定）</li> <li>避難行動要支援者移送</li> <li>東京都との連携</li> <li>警察、消防、自衛隊等との連携</li> <li>災害対策要員の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部会議開催（被害状況・救援センター運営状況報告、対応方針決定）</li> <li>避難行動要支援者移送</li> <li>警察、消防、自衛隊等との連携</li> <li>災害対策要員の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部廃止及び通常勤務体制への移行調整</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>台風に接近情報（IP、伝達制御システム）</li> <li>区有施設の開閉状況、業務、イベント等の実施状況（IP、伝達制御システム）</li> <li>区代表コールセンターへの情報提供、人員体制の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況、救援センター開設状況等に関するマスコミ対応</li> <li>不要不急の外出注意、屋内での安全確保等広報（IP、伝達制御システム）</li> <li>写真による災害記録</li> <li>区代表コールセンターとの連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者状況集計、乗数ごみ等の整理</li> <li>救援センター運営状況の報告</li> <li>住家被害調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者状況集計</li> <li>職員田舎状況集計</li> <li>職員安否確認</li> </ul>
区対総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>区有施設状況集約</li> <li>職員田舎状況確認等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区有施設の利用状況等取りまとめ</li> <li>参集職員調整</li> <li>区議会への情報連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員参集・出勤状況集計（随時）</li> <li>本庁舎、区有施設の被害状況確認（随時）</li> <li>区議会との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員参集・出勤状況集計（随時）</li> <li>本庁舎、区有施設の被害状況確認（随時）</li> <li>区議会との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎、区有施設の被害状況確認・集計</li> <li>職員田舎状況集計</li> <li>職員安否確認</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>救援センターの開設調整</li> <li>地域部長・本部長補佐との調整</li> <li>地域配属職員調整、救援センター配属職員の決定</li> <li>配布物資の調整、準備</li> <li>町会との連携（応援依頼等）調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救援センターの開設</li> <li>避難者の受け入れ（随時）</li> <li>物資配布（随時）</li> <li>物資配布の集約、報告（随時）</li> <li>町会等との連携体制確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ収集実施の可否等検討</li> <li>収集の中止、遅延等の周知準備</li> <li>職員体制の決定</li> <li>生活ごみ及び片付けごみの収集運搬体制の検討</li> <li>仮置場等の設置の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ収集等準備</li> <li>収集ルート上の被災状況に関する情報収集</li> </ul>
区対環境清浄部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ収集体制決定等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者情報の整理</li> <li>社会福祉施設等との連絡調整</li> <li>民生委員との連携（応援依頼等）</li> <li>保育園等との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員との連絡調整</li> <li>保育園等の開閉状況確認（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員との連絡調整</li> <li>保育園等の開閉状況確認（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設等の被害状況報告</li> <li>園児等の安否確認</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>救援センター-医療救護所の開設準備</li> <li>救援センター-医療救護所配属職員調整</li> <li>医師会等との連携（救援センター-医療救護所開設依頼等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救援センター-医療救護所の開設・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冠水地域等の衛生確保の確認指導</li> <li>救援センター開設中の救援センター-医療救護所の運営</li> <li>救援センター閉鎖と同時に救援センター-医療救護所閉鎖</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冠水地域等の衛生確保の確認指導</li> <li>救援センター開設中の救援センター-医療救護所の運営</li> <li>救援センター閉鎖と同時に救援センター-医療救護所閉鎖</li> </ul>
区対衛生部	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師会等との連携</li> <li>医療救護等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員体制確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅相談業務準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅相談業務準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時的な転居等に伴う住宅相談</li> <li>応急修理対応準備</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>水防態勢</li> <li>土糞配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防態勢</li> <li>土糞配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防態勢</li> <li>ポンプ等水防資器材の出勤</li> <li>道路及び河川の警戒</li> <li>浸水実績箇所の浸水防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防態勢</li> <li>ポンプ等水防資器材の出勤</li> <li>道路及び河川の警戒</li> <li>浸水実績箇所の浸水防止</li> </ul>
出納部	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達準備</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校等との連絡調整</li> <li>救援センター開設校との連絡調整</li> <li>PTA、保護者への情報提供、連携</li> <li>避難スペース等の調整</li> <li>施設管理者との情報提供、連携</li> <li>学校施設利用者への情報提供</li> <li>他種施設（保育園等）との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救援センター対応教員等の確定</li> <li>児童クラブ等の実施判断及び情報提供（随時）</li> <li>子どもスキップ施設の被害状況確認（随時）</li> <li>学校施設利用の実施（随時）</li> <li>学校施設の被害状況確認（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童クラブ等の実施判断及び情報提供（随時）</li> <li>子どもスキップ施設の被害状況確認（随時）</li> <li>学校施設利用の実施（随時）</li> <li>学校施設の被害状況確認（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童クラブ等の実施判断及び情報提供（随時）</li> <li>子どもスキップ施設の被害状況確認（随時）</li> <li>学校施設利用の実施（随時）</li> <li>学校施設の被害状況確認（随時）</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA、保護者への情報提供</li> <li>救援センター調整等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA、保護者への情報提供、連携</li> <li>避難スペース等の調整</li> <li>施設管理者との情報提供、連携</li> <li>学校施設利用者への情報提供</li> <li>他種施設（保育園等）との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童クラブ等の実施判断及び情報提供（随時）</li> <li>子どもスキップ施設の被害状況確認（随時）</li> <li>学校施設利用の実施（随時）</li> <li>学校施設の被害状況確認（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童クラブ等の実施判断及び情報提供（随時）</li> <li>子どもスキップ施設の被害状況確認（随時）</li> <li>学校施設利用の実施（随時）</li> <li>学校施設の被害状況確認（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童クラブ等の実施判断及び情報提供（随時）</li> <li>子どもスキップ施設の被害状況確認（随時）</li> <li>学校施設利用の実施（随時）</li> <li>学校施設の被害状況確認（随時）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA、保護者への情報提供</li> <li>救援センター調整等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童クラブ等の実施判断及び情報提供（随時）</li> <li>子どもスキップ施設の被害状況確認（随時）</li> <li>学校施設利用の実施（随時）</li> <li>学校施設の被害状況確認（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童クラブ等の実施判断及び情報提供（随時）</li> <li>子どもスキップ施設の被害状況確認（随時）</li> <li>学校施設利用の実施（随時）</li> <li>学校施設の被害状況確認（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童クラブ等の実施判断及び情報提供（随時）</li> <li>子どもスキップ施設の被害状況確認（随時）</li> <li>学校施設利用の実施（随時）</li> <li>学校施設の被害状況確認（随時）</li> </ul>